

令和3年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和3年9月3日
福岡市人事委員会

本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスは引下げ ～

- ① 民間給与との較差（▲134円、▲0.04%）
較差が極めて小さく、月例給の改定を見送り
- ② ボーナスの引下げ（▲0.15月分）
（年間支給月数4.45月→4.30月）
- ③ 平均年間給与（月例給＋ボーナス）は5万7千円（0.93%）の減少

1 職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（899事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	199事業所（899事業所の中から無作為に抽出） 調査完了率82.8% <159事業所の調査完了/192事業所（※）> ※199事業所のうち7事業所は50人未満であることが判明したため除外。

2 市職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

市職員給与と民間給与の令和3年4月分の支給額を調査し、比較した結果、市職員給与が民間給与を134円（0.04%）上回った。

(参考) 人事院勧告

民間給与 (事務・技術関係職種)	市職員給与 (行政職)	較差	較差 (全国の民間と国の職員)
381,730円	381,864円 ※	▲134円(▲0.04%)	▲19円(▲0.00%)
(参考) 令和2年の給与較差		▲109円(▲0.03%)	▲164円(▲0.04%)

※行政職給料表適用職員の平均年齢39.3歳、平均勤続年数15.8年。

(2) ボーナス（賞与等の特別給）について

直近の1年間（昨年8月～本年7月）の市内民間従業員の支給実績を調査し、市職員の年間支給月数（期末・勤勉手当）と比較した。

その結果、市職員の年間支給月数（4.45月）が、民間の年間支給割合（4.31月分）を上回っていた。

(参考) 人事院勧告

民間の支給割合	市職員の支給月数	民間の支給割合	国家公務員の支給月数
4.31月	4.45月	4.32月	4.45月

3 給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

(1) 月例給

民間給与との較差（▲134円）が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないことが適当。

- ・教育職給料表については、他の地方公共団体（福岡県など）の状況を考慮した改定。
- ・特定任期付職員給料表については、国に準拠して改定なし。

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

市内民間の年間支給割合の状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当の支給月数を年間0.15月分（※）引き下げることが適当。※0.05月単位で改定（国と同様）。

- ・再任用職員及び特定任期付職員については、国に準拠して引下げ改定。

4 勧告内容

(1) 特別給（期末・勤勉手当）の支給月数

ア イ及びウ以外の職員 期末手当を0.15月分引下げ。（年間4.45月→4.30月）

イ 再任用職員 期末手当を0.10月分引下げ。（年間2.35月→2.25月）

ウ 特定任期付職員 期末手当を0.10月分引下げ。（年間3.35月→3.25月）

（一般の職員の場合の支給月数）

（参考）人事院勧告

		6月期	12月期	年間計	年間計
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	<u>1.125月(現行1.275月)</u>	2.40月	2.40月
	勤勉手当	0.950月(支給済み)	0.950月(改定なし)	1.90月	1.90月
令和4年度以降	期末手当	<u>1.200月</u>	<u>1.200月</u>	2.40月	2.40月
	勤勉手当	0.950月	0.950月	1.90月	1.90月

(2) 改定の実施時期

区分	実施時期
期末手当	①令和3年12月期分 … 令和3年12月1日
	②令和4年度以降分 … 令和4年4月1日

5 報告事項

(1) 定年の引上げについて

- ・ 国家公務員法等の一部改正（令和3年6月11日公布・令和5年4月1日施行）により、国家公務員の定年を現行の60歳から段階的に引き上げて65歳とすることや、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の7割とすることなどが決定。
- ・ 地方公務員の定年の引上げに関しても、地方公務員法の一部が改正（同日公布・施行）。
- ・ 本市の定年年齢については、国の定年年齢を基準として定めることが必要であり、60歳を超える職員の給与の取扱いについては、国における給与の取扱いに準じて、適切な措置を講じていくことが必要。

(2) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

- ・ 年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合（令和2年度）は全体の10.0%（令和元年度は8.3%）。
- ・ 任命権者においては、勤務時間管理の徹底や、業務の一層の合理化・効率化を促進し、引き続き、事務事業の実施にあたり適切な業務執行体制の整備に努めるとともに、状況に応じた業務配分の見直しや応援体制の確保など、時間外勤務の縮減に取り組むことが必要。
- ・ 教職員に関しては、「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム」（平成30年3月策定）に基づく取組など、引き続き学校における働き方改革の推進に向けて適切に対処していくことが必要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対策が重要な課題となる中、関係業務に従事している職員の健康への影響が懸念されるところであり、引き続き、勤務状況等を把握し、職員の健康維持等に十分配慮するなど、適切に対処していくことが必要。

イ メンタルヘルスの推進について

- ・ 令和2年度に病気等で1月以上休んだ長期病休者のうち「心の病」を原因とする者が、全長期病休者の5割以上を占めており、依然として高い水準。
- ・ 本市においては、「未然防止」（1次予防）、「早期発見・早期対策」（2次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（3次予防）の取組を総合的に推進しているが、今後とも不調の要因を綿密に分析し、メンタルヘルスの推進に向けた効果的な対策に活かしていくことが必要。

ウ ハラスメントの防止について

- ・ 令和2年6月に、職場でのハラスメント対策の強化を柱とした関連法が施行。
- ・ 本市においては、令和2年6月に国の指針等を踏まえた要綱等の整備を行ったところであり、引き続き、ハラスメント防止研修の実施、相談しやすい態勢の確保、ハラスメントの実態に応じた適切な対処など、事前・事後の対応策を進め、良好な職場環境を維持していくことが必要。

エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

- ・ 人事院は、本年の給与勧告にあわせて行った報告等の中で、育児休業の取得回数制限の緩和について意見の申出を行うとともに、不妊治療のための休暇（有給）を新設することや育児参加のための休暇（有給）の対象期間を拡大することなどの措置を講じていく旨言及。
- ・ 本市においても、法改正の動向を注視するとともに、国における休暇等の取扱いを踏まえて検討していくことが必要。
- ・ 男性職員の育児休業取得率（令和2年度）は33.5%で、「福岡市特定事業主行動計画」における数値目標（令和7年度までに30%以上）を達成。
- ・ 任命権者においては、全ての職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、さまざまな職業生活と家庭生活の両立支援制度を一層有効に活用できるような職場環境づくりに取り組むことが必要。

オ 会計年度任用職員の休暇・休業等について

- ・ 人事院は、非常勤職員の休暇・休業等について、エで述べた育児休業の取得回数制限の緩和や不妊治療のための休暇の新設などのほか、男性職員を対象とした配偶者出産休暇（有給）や育児参加のための休暇（有給）の新設、女性職員に対して既に措置している産前及び産後の期間に係る休暇の有給化などの措置を講じていく旨言及。
- ・ 本市における会計年度任用職員の休暇・休業等について、法改正の動向を注視するとともに、国の非常勤職員における休暇等の取扱いを踏まえて検討していくことが必要。

(3) コンプライアンスの推進について

- ・ 本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んでいるところであるが、市民の信頼を確保していくためにも、引き続きコンプライアンスの向上に取り組むことが必要。

参考資料

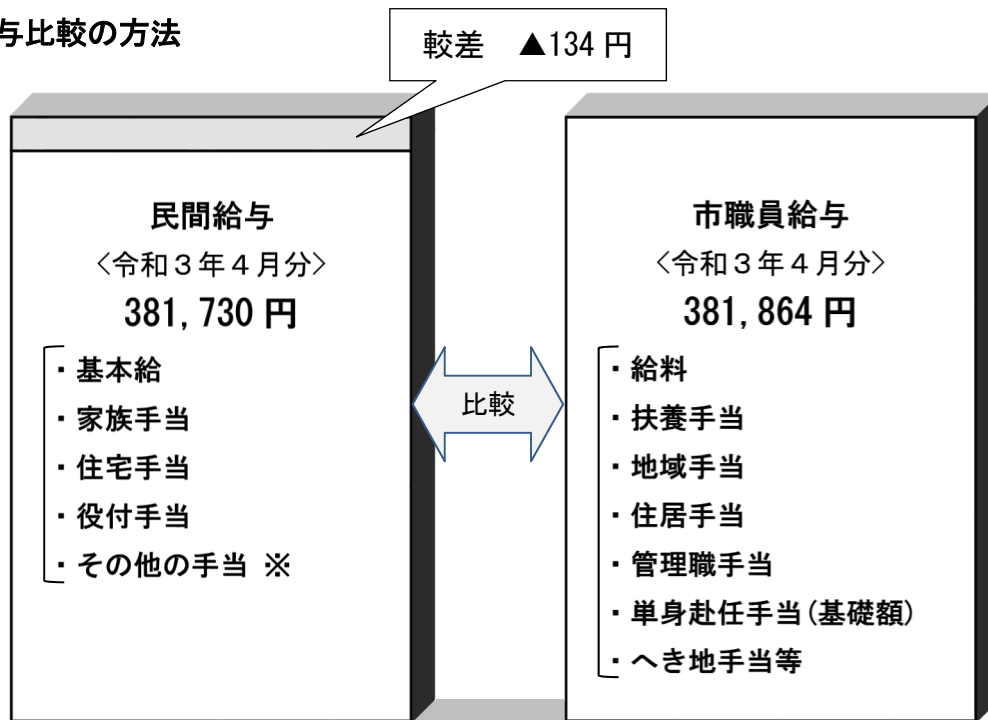
(1) 過去の民間との給与較差と期末・勤勉手当の推移

	給与較差 (月額)				期末・勤勉手当 (年間支給月数)	
	福岡市		国		福岡市	国
平成29年	0.01 %	※ ¹ 41円	0.15 %	631円	4.40月	4.40月
平成30年	0.09 %	326円	0.16 %	655円	4.45月	4.45月
令和元年	0.06 %	246円	0.09 %	387円	4.50月	4.50月
令和2年	▲0.03 %	※ ¹ ▲109円	▲0.04 %	※ ¹ ▲164円	4.45月	4.45月
令和3年	▲0.04 %	※ ¹ ▲134円	▲0.00 %	※ ¹ ▲19円	※ ² 4.30月	4.30月

※1 給与較差(月額)が、極めて小さい較差であったことから、この較差を解消するための給与勧告はなし。(平成29年(福岡市)、令和2年(福岡市・国)及び令和3年(福岡市・国))

※2 福岡市における期末・勤勉手当(年間支給月数)の引下げ勧告は、令和2年に引き続き2年連続。

(2) 給与比較の方法



※通勤手当、時間外手当を除く。

(3) 給与勧告に伴う職員(行政職)の平均年間給与(月例給+ボーナス)

勧告前	勧告後	増減額
614万5千円	608万8千円	▲5万7千円 (▲0.93%)

※行政職給料表適用職員(6,541人、平均年齢39.3歳)の「平均給与月額」を基に作成。

(「勧告前」「勧告後」とともに、現行の「平均給与月額」で算出。)